

## 区自治協議会の役割について

(新潟市区自治協議会運営指針より抜粋)

**【新潟市区自治協議会条例：第6条，第7条】**

(区自治協議会の役割)

第6条 区自治協議会は，区民等（区内に住所を有する者及び区内で活動する団体をいう。以下この項において同じ。）と市との協働の要として，区民等の参画を通じて多様な意見を調整し，その取りまとめを行うとともに，地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする。

2 区自治協議会は，区の地域課題のうち，市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し，市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(市長等の責務)

第7条 市長は，次に掲げる事項を決定し，又は変更しようとする場合においては，あらかじめ，当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画（区に関するものに限る。）に関する事項
- (2) 区役所が所管する施設のうち，区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
- (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち，市長が定める事項

(1) 区自治協議会の役割

区自治協議会は，従来の附属機関とは異なり，特定の行政分野に限定されず，区の地域課題にかかる幅広い行政分野について審議する総合的な役割を持つ新たな附属機関である。

そのため，諮問等に対する審議だけにとどまらず，区内の多様な意見の調整及び取りまとめや地域振興活動のコーディネートといった機能を担うほか，審議した内容を地域と共有して活動へ生かす地域代表としての役割や，区自治協議会提案事業の企画・立案や広報紙の発行といった実施主体としての役割も担うなど，区民等と市との協働の要となる，今までの附属機関にはない新たな役割を担う本市独自の機関である。

(2) 市からの説明・報告

区自治協議会は，上記役割を果たすため，市からの説明・報告を求めることができる。説明・報告を求めることができる事項は，区の地域課題に関わるものであれば区を超えるものや全市的な事業でもよいものとする。

また，区自治協議会が地域課題を話し合う時間を十分に設けられるよう，市は区自治協議会からの求めがない限り，全市的なイベントや国際会議等についての説明・報告を原則行わないこととする。

○市が自治協議会へ諮問する事項等の例示

① 任意諮問事項及び建議（第6条第2項）

- ・ 区政推進費に係る区役所が所掌する事務事業や地域ごとで取扱いが異なる事務事業の調整等
- ・ 防災対策など地域に密接に関連した事業等
- ・ 区民等と市とが協働して行う地域イベントなどの地域振興に関する事業やコミュニティ活動の支援など住民自治の育成に関する事業等

② 必須意見聴取事項（第7条第1項）

ア 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項

〈「これに準ずる計画」とは〉

- ・ 区ビジョンまちづくり計画

イ 区役所が所管する施設のうち，区民への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

- ・ 新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する施設のうち，区民への影響が大きい次に掲げるものの設置及び廃止並びに指定管理者制度の導入

【対象となる施設】

施設種別	例 示
庁舎系施設	区役所，出張所，連絡所
コミュニティ施設	市民会館，コミュニティセンター，コミュニティハウス
文化施設	文化会館，美術館，博物館，資料館
スポーツ施設	体育施設
レクリエーション施設	観光施設
子育て支援施設	保育園，児童館，子育て支援センター
高齢福祉施設	デイサービスセンター，老人憩いの家
保健施設	保健福祉センター，健康センター
都市公園	地区公園，総合公園
産業系施設	勤労者会館

ウ 区役所が企画立案を行う施策のうち，市長が定める事項

- ・ 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案